

公告 2658 号

当健康保険組合の規程について、以下の通り変更いたしましたので公告いたします。

2025 年 3 月 5 日

NX グループ健康保険組合
理事長 佐竹 陽一



1. 資格確認書管理規程の変更

本年 3 月 1 日より、資格確認書において、再交付に係る事務手数料を徴収するにあたり、「資格確認書管理規程」の一部変更を行った。

新	旧
(費用の徴収) 第 4 条 NX グループ健康保険組合は、再交付に要する費用として、被保険者より資格確認書 1 枚につき、1,000 円を徴収する。ただし、自然災害、盗難等管理責任がやむを得ない事情と認めたときには徴収しない。	(新設)
(徴収の方法) 第 5 条 前条の費用については、事業主が被保険者より徴収し、NX グループ健康保険組合からの請求にもとづき指定口座へ振り込みするものとする。	(新設)
(規程の変更) 第 6 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。	(規程の変更) 第 4 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

施行日
2025 年 3 月 1 日

以 上

資格確認書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、NXグループ健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

(無効証及び廃棄処分)

第3条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。

2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(費用の徴収)

第4条 NXグループ健康保険組合は、再交付に要する費用として、被保険者より資格確認書1枚につき1,000円を徴収する。ただし、自然災害、盗難等管理責任者がやむを得ない事情と認めたときには徴収しない。

(徴収の方法)

第5条 前条の費用については、事業主が被保険者より徴収し、NXグループ健康保険組合からの請求にもとづき指定口座へ振込みするものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から制定・施行する。

この規程は、令和7年3月1日から実施する。